

議案第3号

高根沢町町税条例の一部改正について

高根沢町町税条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和6年6月4日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町町税条例の一部改正の概要について

1 改正理由

令和6年3月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）に準じ、同日付けで公布した高根沢町町税条例の一部を改正する条例（令和6年高根沢町条例第19号）による改正以外の部分について、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

（1）「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」の特例項目の新設

ア 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例のうち、一定のバイオマス発電設備に対して課する固定資産税の課税標準を最初の3年間、価格に7分の6を乗じて得た額とするもの
（改正後の附則第10条の2第13項）

イ 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業（居心地が良く歩きたくなるまちなかを市町村の取組とあわせて整備する事業）により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税の課税標準を最初の5年間、価格に2分の1を乗じて得た額とするもの
（改正後の附則第10条の2第23項）

（2）上記（1）の追加に伴う項ずれに対応するもの

（改正後の附則第10条の2第14項から第22項まで及び第24項から第27項まで）

3 施行日

公布の日から施行し、令和6（2024）年4月1日から適用します。

高根沢町条例第 号

高根沢町町税条例の一部を改正する条例

高根沢町町税条例（昭和33年高根沢町条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2</p> <p><u>13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。</u></p> <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15</u> (略)</p> <p><u>16</u> (略)</p> <p><u>17</u> (略)</p> <p><u>18</u> (略)</p> <p><u>19</u> (略)</p> <p><u>20</u> (略)</p> <p><u>21</u> (略)</p> <p><u>22</u> (略)</p> <p><u>23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>24</u> (略)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15</u> (略)</p> <p><u>16</u> (略)</p> <p><u>17</u> (略)</p> <p><u>18</u> (略)</p> <p><u>19</u> (略)</p> <p><u>20</u> (略)</p> <p><u>21</u> (略)</p> <p><u>22</u> (略)</p>

25 (略)

26 (略)

27 (略)

23 (略)

24 (略)

25 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高根沢町町税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。